

自己評価結果の公表に係る届出書について Q&A

奈良市障がい福祉課

Q1.自己評価の公表等は実施したが、提出が期日までに間に合わない場合はどのようにすればよいか。

(答)

提出書類については、提出期限（令和 7 年 4 月 1 5 日（火））までに当課に届くよう、余裕をもってご提出ください。提出期限を過ぎますと、令和 7 年 4 月提供分より減算を適用することとなります。（減算の具体的な事務取扱については Q9.を参照）

Q2.期日までに公表等ができず、届出書の提出もできない場合はどのようにすればよいか。

(答)

期日を過ぎた場合であっても、速やかに自己評価結果を公表し届出を行ってください。減算期間については、自己評価結果の公表を実施し、減算の状態が解消されるに至った月までとなります。（減算の具体的な事務取扱については Q9.を参照）

Q3.当事業所は指定から 1 年が経過していないが、届出は必要か。

(答)

児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援の指定を受けている全事業所について提出が必要です。

自己評価結果の公表については、概ね 1 年に 1 回以上実施する必要がありますが、本市では定期的な評価を実施していただくために、毎年度末に当該年度についての実施を行っていただいております。そのため、令和 6 年 5 月 1 日～令和 7 年 3 月 1 日の間に指定を受けた事業所についても、公表及び実施が必要です。（例：令和 7 年 3 月 1 日指定に事業所→令和 7 年 3 月分について自己評価等を行い、届出書を提出）

Q4.令和 6 年度は利用者がいなかったが、届出は必要か。

(答)

利用者がいない場合は、「自己評価結果の公表に係る届出書が提出できないことについて」を提出してください。この様式の提出がない場合は令和 7 年 4 月提供分より減算を適用しますので、ご注意ください。

Q5.公表方法について、障害福祉サービス等情報公表制度を利用することも可能か。

(答)

可能です。その場合、届出書の「公表方法」において“その他”にチェックをしていただき、具体的な方法として障害福祉サービス等情報公表制度を利用している旨を記載してください。

Q6.公表方法について、Twitter や Instagram 等の SNS を利用することも可能か。

(答)

可能ですが、以下の点にご留意ください。

- ① 事業所名義でのアカウント運用を行っている（個人名義でのアカウントでの運用は不可）
- ② 誰でも閲覧することができる状態である（会員登録をしなければ閲覧できない、アカウントにロックがされている等のサービスは不可）
- ③ 公表について、利用児童の保護者等の同意を得ている

Q7.公表した内容については、一定期間を過ぎたのちに削除してもよいか。

(答)

公表した内容は、広く利用者に公表され、利用者による事業所選択に資するためにも、原則として削除されるものではないと考えます。ただし、最新のものが公表される際に前年度のものを削除することについては問題ございません。この場合、削除する公表内容についても事業所内では5年間保存する必要のあることにご留意ください。

Q8.減算を適用する場合の具体的な取扱い如何。

(答)

自己評価結果等の公表を実施することができないと見込まれる場合は、＜障害児通所給付費等算定に係る体制等に関する届出書＞ ＜障害児通所給付費等算定に係る体制等状況一覧表＞ ＜自己評価結果の公表に係る届出書＞の提出をしてください。

減算期間については、以下のとおり取り扱います。

(例1) 令和7年4月18日に公表を実施した旨の届出があった場合 減算期間：令和7年4月提供分のみ
(例2) 令和7年7月15日に公表を実施した旨の届出があった場合 減算期間：令和7年4月提供分から令和7年7月提供分の4か月間

Q9.減算率について、具体的な取扱い如何。

(答)

減算となった場合に算定される単位数は、所定単位数の100分の85です。※当該所定単位数は各種加算（児童指導員等配置加算（有資格者を配置した場合）を除く）がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数の100分の85となるものではないことに留意してください。

Q10.保育所等訪問支援事業所についても届出は必要か。

(答)

保育所等訪問支援の効果的な実施やより良い支援の促進のため、令和6年4月より、指定保育所等訪問支援事業者にも自己評価の届出が義務付されました。